



不良債権への対応

金融の課題に積極的に取り組み、
安心の信用金庫であることを宣言します。

信用金庫法に基づくリスク管理債権

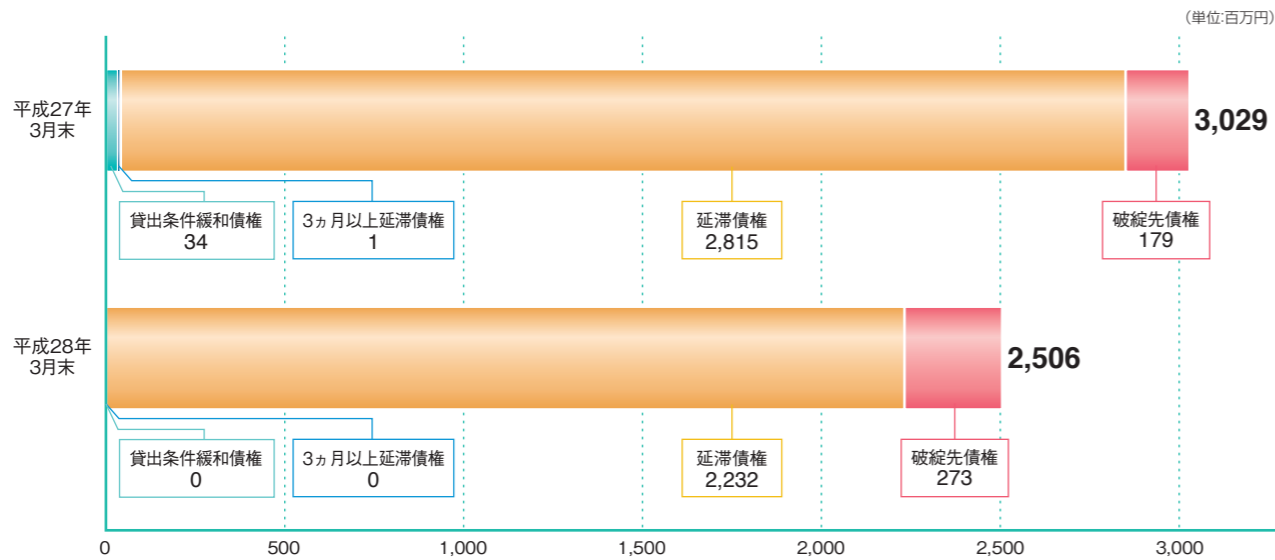
リスク管理債権の引当・保全状況

(単位:百万円、%)

区分	残高	担保・保証	貸倒引当金	保全率(%)
破綻先債権	平成27年3月末	179	82	100.00%
	平成28年3月末	273	182	100.00%
延滞債権	平成27年3月末	2,815	2,230	91.22%
	平成28年3月末	2,232	1,684	89.88%
3ヵ月以上延滞債権	平成27年3月末	1	1	100.00%
	平成28年3月末	0	0	—
貸出条件緩和債権	平成27年3月末	34	5	24.10%
	平成28年3月末	0	0	—
合計	平成27年3月末	3,029	2,319	90.98%
	平成28年3月末	2,506	1,866	90.98%

(注)単位未満は切り捨てて表示しております。

- 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 - 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 - 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
- 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
- 平成27年3月末の計数は、平成27年5月に実施された金融庁検査結果に基づき、一部修正を加えた後の計数を記載しております。



金融再生法に基づく開示債権

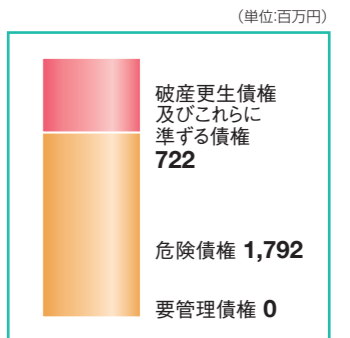
金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

区分	開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率(b)/(a)	引当率(d)/(a-c)	
							金融再生法上の不良債権
	平成28年3月末	2,515	2,284	1,871	413	90.83%	64.20%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成27年3月末	840	835	649	185	99.29%	96.89%
	平成28年3月末	722	717	542	175	99.33%	97.34%
危険債権	平成27年3月末	2,165	1,918	1,668	250	88.59%	50.31%
	平成28年3月末	1,792	1,566	1,328	238	87.40%	51.33%
要管理債権	平成27年3月末	35	9	6	3	26.61%	10.55%
	平成28年3月末	0	0	0	0	—	—
正常債権	平成27年3月末	63,873					
	平成28年3月末	64,513					
合計	平成27年3月末	66,915					
	平成28年3月末	67,029					

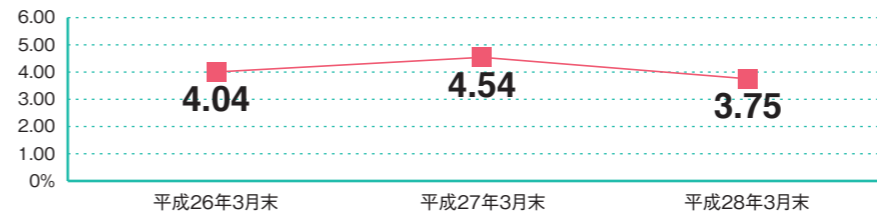
(注)単位未満は切り捨てて表示しております。

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 平成27年3月末の計数は、平成27年5月に実施された金融庁検査結果に基づき、一部修正を加えた後の計数を記載しております。



金融再生法上の不良債権比率の推移

(単位:%)



※平成27年3月末の不良債権比率は、平成27年5月に実施された金融庁検査結果に基づき、一部修正を加えた後の計数により算出したものです。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

貸倒引当金に関する項目につきましては、新自己資本比率規制に関する法令等に基づく情報開示と重複しますので、30ページに記載しております。

貸出金償却の額

(単位:千円)

区分	平成26年度	平成27年度
貸出金償却	59,309	17,797

(注)単位未満は切り捨てて表示しております。